

令和8年第1回定例会都市経済委員会会議録

令和8年3月16日
10時00分
全員協議会室

出席者氏名

櫻井 速人 委員長
加藤 勉 委員
大竹 昇 委員

岡部 賢士 副委員長
椎塚 俊裕 委員
大野誠一郎 委員

欠席者氏名

金剛寺 博 委員

執行部説明者

副市長	木村 博貴	市民経済部長	中村 兼次
都市整備部長	橘原 剛	都市整備部参事	小杉 茂
市民経済部次長	服部 淳	都市整備部次長兼生活環境課長	廣田 裕一
市民窓口課長	持田 優	地域づくり推進課長	広瀬 雅巳
商工観光課長	櫻井 貴之	農業政策課長	鎌倉 克彦
都市計画課長	秋山 正典	道路公園課長	渡辺 一也
下水道課長	石井 孝幸		
市民窓口課長補佐	武田 雅敏 (書記)		

事務局

主 査 森下 由佳

議 題

- 議案第7号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 あっせんの申立てについて
- 議案第27号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第12号)の所管事項について
- 議案第32号 令和7年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第7号)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)

○櫻井委員長

それでは、ただいまより都市経済委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第7号、議案第8号、議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第25号、議案第27号の所管事項、議案第32号、報告第4号の10案件でございます。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけでございますが、発言は簡潔かつ明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても答弁は、ポイントを絞り、簡潔にお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第7号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について執行部より説明願います。

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

それでは、議案書の12ページをお開きください。

議案第7号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件につきましては、茨城県屋外広告物条例及び県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定に基づき、本市が屋外広告物の許可に係る事務手続を執行しておりますことから、所要の改正を行うものでございます。

茨城県におきまして、屋外広告物の許可申請手数料の改定が行われたため、改定後の手数料にあわせて本市条例の手数料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別表第2、第2条関係の屋外広告物許可申請手数料でございます。

これは、店舗等において、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告物の掲出を許可するための手数料でございます。

手数料につきましては、一部の広告物の種類について、従来の許可申請手数料を50円から400円増額するものでございます。

なお、本条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

大竹昇委員。

○大竹委員

茨城県のほうから、条例の中で関わって手数料が上がるというご説明を受けました。

この値上げの幅が余りにも、先ほどの中では50円から400円という話も聞かせていただいたんですけども、改正前ポスターに関しては300円が450円になってるし、金額が1.5倍にもなる世界なんですけども、その根拠たるものはどんなものかお聞かせください。

○櫻井委員長

秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長

こちらの手数料の算定につきましては、処理時間でありまして、処理件数に基づく人件費、あるいは消耗品などの経費から算出してございまして、そういったことから値上げ幅に違いがございます。

また、今回は変更していないものもございますけれども、こちらは処理件数が少なく、金額の改定幅が少ないといったことから、そのまま据置きになっているという、そういう状況でございます。

○櫻井委員長
大竹昇委員

○大竹委員

インフレの中で、諸条件はだいぶ違ってるとのは私自身も分かるんだけど、一般市民の皆さんが聞いたときにそれだけで納得できるのかなと、ちょっと疑問なもので、もう少し詳しくご説明願えれば幸いですと思いますけど。

○櫻井委員長
秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長

金額の算定につきましては、今ほどご説明したような形で金額のほうは算定しております。

先ほども申し上げましたように、この屋外広告物の処理につきましては、茨城県の条例に基づき手続きを踏んでいるということで、今回県の条例が改正されたということを受けて、本市の手数料条例の改定も行うということです。

近隣市町村であるとか県内の権限移譲を受けて行っている自治体のほうも確認はさせていただいたんですけど、おおむね条例のほうを県のほうに合わせるという形で、同じ屋外広告物条例を執行する上で、金額に違いがあるというのはということで、足並みをそろえて改定を行うと、そういった形で考えております。

○櫻井委員長
ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

議案第8号 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

議案書 14 ページをお開きください。

議案第8号 龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、新長戸コミュニティセンターの供用開始に当たりまして、所在地を半田町 42 番地に改めようとするものです。

なお、改正後の条例につきましては、公布の日から起算して2か月を超えない範囲において規則で定める日から施行することといたします。

説明につきましては以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第17号 龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

それでは、議案書の43ページをお開きください。

議案第17号 龍ヶ崎市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件につきましては、本市条例の関係法令でございますが、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の改正に伴い、条例で引用している条項の整合を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

当該施行令におきましては、このたび脱炭素化の取組を踏まえた指定脱炭素化再生資源利用促進製品等に関する規定が追加されたことにより、施行令の条番号に変更が生じ、従来、第4条として規定されていた条文が第5条へ繰り下がる改正となっております。

そのため、本市の条例では、条例第13条第1項第6号において、同施行令の第3条及び第4条を、準用していたところでございますが、改正される施行例に合わせる必要がございますので、条例第13条第1項第6号中の準用規定につきまして、施行例の引用を第4条から第5条へ改めるものでございます。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 17 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 20 号 龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

議案書 65 ページをお開きください。

議案第 20 号 龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例についてです。

この条例につきましては、市内の中小企業事業者に対する事業資金の融資及び、これに関する保証をあっせんすることで、市内中小企業事業者の金融の円滑化を図ることを目的として、再制定されているところです。

改正理由といたしましては、融資に関する保証機関であります、茨城県信用保証協会が定める、市町村中小企業金融制度要綱の一部改正に伴い改正をいたそうとするものです。

具体的な改正内容につきましては、議案書の 66 ページをお開きください。

第 8 条になります。

こちらの見出しの「融資保証あっ旋期間」を「融資保証期間」に改め、同条中、「融資保証をあっ旋する期間」を「あっ旋する融資保証の期間」に文言を改めるものです。

次に、同条中、振興金融及び自主金融の設備資金及び運転資金のあっ旋する融資保証の期間につきまして、それぞれ「7 年」を「10 年」に改めるものです。

あわせて、これまで「あっ旋」につきましては、あつを平仮名、せんは漢字で表記していたものを全て平仮名の「あっせん」に字句を改めるものです。

改正後の条例につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとしますが、経過措置といたしまして、改正後の第 8 条の規定につきましては、この条例の施行の日以後に融資保証のあっ旋をするものについて適用し、同日前に融資保証のあっ旋をしたものにつきましては、従前の例によるものといたします。

説明につきましては以上です。

ご審議のほどよろしく願います。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

岡部委員。

○岡部委員

第 8 条で融資保証の期間の最長限度が、7 年から 10 年に延びるということですが、この目的についてお聞かせください。

○櫻井委員長

櫻井商工観光課長。

○櫻井商工観光課長

こちらにつきましては、中小企業融資あっ旋を受けるためにはですね、茨城県信用保証協会、こちらのほうの保証を受ける必要がございます。

そちらのほうの規定によりますと、保証の期間の最長限度が7年から10年に引上げられるということにあわせて、こちらのほうの融資あっ旋条例のほうの融資保証の最長限度7年から10年という形で、合わせるような形での改正というふうな形になります。

○櫻井委員長
岡部委員。

○岡部委員
県の信用保証協会のほうに合わせるということですが、そうしますと利用者がそういった事業資金なんかを借りやすくするというようなことでよろしいでしょうか、目的としては。

○櫻井委員長
櫻井商工観光課長。

○櫻井商工観光課長
今、議員おっしゃるようになりますね、中小企業者が置かれてる経営環境、という現状を踏まえまして、資金繰りの安定化を図るために、融資の期間を10年に延長するってところでございます。

○櫻井委員長
岡部委員。

○岡部委員
もし分かればなんですが、当市で、中小企業事業資金の融資というのはどのぐらいの事業者が、活用されているのでしょうか。

○櫻井委員長
櫻井商工観光課長。

○櫻井商工観光課長
令和7年度に入りまして12月までというところでお答えさせていただきますと、融資を活用した件数が44件、金額で言いますと約3億5,800万円、こちらが融資されているところでございます。

○櫻井委員長
ほかにございませんか。
加藤勉委員。

○加藤委員
今の岡部さんの質問の関連なんですけど、実際これ、件数っていうのは細かく何件何件って必要ないんですけど、傾向として増えてるのか減ってるのか教えてください。

○櫻井委員長
櫻井商工観光課長。

○櫻井商工観光課長
令和6年度と7年度っていうところでお答えさせていただきますと、令和6年度と比較しまして、

すいません、件数は具体的に今持ち合わせていないんですが、7年度のほうが増えている傾向にございます。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長

別にないようですので、採決いたします。

議案第20号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第21号 龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について執行部より説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

それでは、議案書69ページをお開きください。

議案第21号 龍ヶ崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてです。

条例の改正理由につきましては、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生をいたしました山林火災、いわゆる大船渡山林火災を受けまして、令和7年8月29日付で、総務省消防庁通知の「林野火災の予防及び消火活動」についてが改正され、令和8年1月1日から新たに林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されているところです。

これを受けまして、同様の内容を盛り込んだ、稲敷地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例が令和7年11月10日に公布され、令和8年1月1日から施行していることから、当該火入れに関する条例の一部を改正しようとするものです。

具体的な改正内容につきましては、議案書の70ページをお開きください。

第14条中、火入れの中止等の事由といたしまして、新たに「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の字句を加えようとするものです。

続きまして議案書69ページ、1ページお戻りください。

第6条で許可対象期間、第11条で防火帯の設置、第12条で火入れ従事者に関する具体的な内容につきましては規則へ委任しようとするものです。

なお、改正後の条例につきましては、公布の日から施行しようとするものです。

説明につきましては以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はございませんか。

岡部委員。

○岡部委員

今年の1月1日から、今回、林野火災注意報、林野火災警報というものが適用されることになったということですが、今回新しく注意報と警報について何かこう、この注意報と警報の日には、そういう燃やしたりしちゃいけないということだと思いますが、具体的な内容について、もう少し詳

しくお聞かせください。

○櫻井委員長
鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長
林野火災注意報及び、林野火災警報について内容についてお答えいたします。
林野火災注意報というのは、前後なんですけど、前3日間の合計降水量1ミリ以下かつ、30日間の降水量が30ミリ以下、または、前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ、乾燥注意報が発表されているという場合に、林野火災注意報が発令されます。
続いて林野火災警報です。
警報につきましては、林野火災注意報の発令プラス、強風の注意報が発令されたことになりまして林野火災警報も発令されるというようなことになっております。

○櫻井委員長
岡部委員。

○岡部委員
乾燥してたり、強風のときにこういうのが発令されるってことでいいんだと思いますが、今までは、乾燥注意報とかそういうのがあったのかと思うんですけど、今回このできた、その注意報・警報に何か従わなかったときに罰則とか、そういったものもあるんでしょうか。

○櫻井委員長
鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長
この火入れの制限につきまして違反すると、林野火災注意報の違反の場合は罰則は伴わない、あくまで注意喚起ということになっております。
林野火災警報になりますと30万円以下の罰金または拘留というようなことで決めております。

○櫻井委員長
岡部委員。

○岡部委員
これはもう、何かそういう火入れ責任者とか届出をしてる人とか関係なく、一般市民全員が対象になるようなものという考えでよろしいでしょうか。

○櫻井委員長
鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長
すいません。こちらにつきましては、あくまで消防のほうの担当になりますので、火入れが実際、申請出された場合にはそちらの方の罰則になるかと思うんですけど、そちらの場合について対象が誰だか分からない、こういった場合にはちょっとまた違った話になるかなというふうに思っております。

○櫻井委員長

岡部委員。

○岡部委員

特に今年も火災が多く、乾燥しているというのがありますが、こういった今年1月から変わったところなので、これからの周知ですとかも、しっかりしていただきたいなというふうに思います。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

加藤勉委員

○加藤委員

すいません。

これ、国のほうの取扱いに関わって、条例なんかと一緒に変えるんでしょうけど、教えてほしいんですけど。

この許可申請って毎年出てくるのか、それとも龍ヶ崎ではほとんど出たケースがないのかどうか、教えてほしいなと思うんですけど。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

それに関しまして、これまで以前の申請を調べましたが、許可した経緯はございません。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長

別にないようなので採決いたします。

議案第21号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第23号 龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

議案書の72ページをお開きください。

議案第23号 龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

龍ヶ崎市下水道条例につきましては、公共下水道を適正に利用していただくため、排水設備の手続きや排水の規制、また、使用料の算定や徴収などを定める基本条例でございますが、今回改定する部分につきましては、第20条の使用料の算定に関する規定でございます。

第20条第1項では、使用料の額について、「毎使用月」において使用者が排除した汚水量に応じて算定する旨を規定しておりますが、令和8年4月から、メーター検針を「毎月」から「隔月」へ変更することに伴い、「毎使用月」を「使用期間」に改めるものでございます。

次に、第2項では、使用者が排除した汚水量の認定について規定をしております。

このうち、第3号では、冰雪製造業等の営業に伴い、使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる使用者について定めてございます。

従来は、当該規定による認定事業者として冰雪製造業が主な対象でございましたが、現在は製品清掃製造業がほとんどでありますことから、実態を踏まえ、冰雪製造業を製品製造業に改めるものでございます。

あわせて、検針頻度の変更に伴い、「毎使用月、その使用月」を「使用期間ごとに当該使用期間」に改め、さらに73ページの「使用月」につきましても、「使用期間」に改めるものでございます。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

加藤勉委員。

○加藤委員

これ、上下水道の使用料、毎月から2か月に変えるっていう、一度議会で説明を受けましたけど、県南水道は県南水道で議会があるので、そちらで議論されてるんですけど、大した議論もなく変更になってしまうっていうことで、私は納得してないんですけど。

伝え聞く情報だと、毎月の使用料の徴収から2か月に1回にすることで、相当コストダウンになるって話は聞くんですけど、その辺をどういう形で、協議の中で話を聞かされてるのかと。

私は、2か月に1回になることで、逆に滞納が増えるんじゃないかなと。

今まで引き落としされてたものが毎月だけど、その間に、どうしてもお金が必要になって、事前に先におろしてしまっ、実際の引き落としのときに引き落としできないみたいなことも逆に想定されると思うんだけど。

その辺については、どんな議論されたのか教えていただきたいなと思います。

○櫻井委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

まず、隔月検針にあたる議論につきまして、確かに議員がおっしゃるように一月毎月支払うものから二月になることによって、各家庭での支出の平準化っていうものが少しばらつきが出ますので、確かに滞納者が出てくるんじゃないかという議論もありました。

ただ、今回、使用者にとって使用料の部分で不利益が生じないように制度のほうは考えた上で、いろいろ議論がありましたが、このような形になったという形になっております。

あと事務のコストの面になるんですが、この前の予算特別委員会でも、久米原議員から、支払いの負担金について、額が増えているというお話があったんですが、必ずしも、事務の軽減、コストダウンっていうことになるから払うものが減るというわけではありませんので。例えばですね、ここ直近の、5年間、令和2年ぐらいからの件数になるんですが、細かい数字は抜き、件数もございしますが、令和2年から令和7年度までの調定の件数。

要は、人数ではないんですが調定の件数というのが、年間およそ30万件の調定件数がございまして、右肩上がりですと増加しているような経緯がございまして。

その中で調定件数が半分になるので、半分になるから安くなるんじゃないかというお話もあったんですが、半分になることによって、1件の検針のコスト単価が上がったりもしますので、計算上は初年度、2年目に関しては、若干の金額に関する増加はございます。

ただ、3年目以降の試算につきましては、毎年金額のほうの低減というのもございますし、調停に伴う事務量の負担軽減というところも図られてますので、そういうところも踏まえて今回の条例改正という形になっております。

○櫻井委員長
加藤委員。

○加藤委員

すいません。私、水道のほうはあんまりよくわかんないんですけど、少し話が違うかもしれないんですけど、市のほうも、もうずっと以前に、もっと人口が増えるだろうと、市街化を拡大しようということで、下水道の基本計画のエリアを見直したりした時期があって、きっと県南水道についても、やっぱり地域とか、いろんな関係者から県南水道を整備してほしいって、要は使えるようにしてほしいっていう要望があって、結構人口密度の薄い地域にも上水道敷設したことが結果的に、ここ近年重荷になっているのかと思ってるのですよね。だから、こういう2か月に1回の支払いを変えるよりは、私は、全協で県南水道の方が来たときは質問しませんでしたけど、何かほかにもっとそれ以前にやることあるのかなって、説明を聞いて思ったのですよね。

これはあくまで意見として、記録として残して話さしせていただきたいんですけど、そういう感想を持ちました。すいません。意見で。

○櫻井委員長
ほかにありませんか。
岡部議員。

○岡部委員

今言われてた、毎月やってたものを二月に1回というところで、今の説明、そもそもコスト削減させるのが1番の目的だと思うんですが、何か今の説明聞くと、実際減るのが3年目以降っていうような感じの、その辺がいまいち理解できないんですが、実際にはどのぐらいのコスト、そういった節減効果を試算してるとは思うんですけど、その金額的にはどのぐらいのものなんでしょうか。

○櫻井委員長
石井下水道課長。

○石井下水道課長

シミュレーションですので、細かい端数までの数字のほうはございませんが、規模感でお答えさせていただきます。

1年目、2年目につきましては、私たちが業務委託料として県南水道に支払う額につきまして、総額の中で、年間100万円程度、余計な支出が1年目・2年目は増えてしまいましたが、3年目以降は500万円超ですね、500万から600万円ぐらいのコストが削減されるという見込みになっております。

○櫻井委員長
岡部委員。

○岡部委員

どのぐらいのコスト削減が図られるかという前提の議論じゃないと意味がないというところもあると思ったんで、3年目以降はもうずっと、通常、毎月検針でやってるよりは、500万、600万というところで、まず時代の流れ的にはそういう時代になってきているのかなというのを理解はできるところではありますので、大体今の話で、内容は理解しました。

○櫻井委員長
ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長
別がないようですので、採決いたします。
議案第23号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第25号 あっせんの申立てについて執行部から説明願います。
橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長
議案書の76ページをお開きください。
議案第25号 あっせんの申立てについてでございます。
これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して龍ヶ崎市が実施した放射線対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社が応じていない損害賠償について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。
これまでのあっせんにつきましては、平成23年度及び平成24年度の放射線対策に係る未払い経費について、令和2年10月に原子力損害賠償紛争解決センターへあっせんを申立て、正職員の勤務時間内の人件費等を除いた778万4,100円を受領をしております。
このたびは、放射能対策業務が令和3年度から令和4年度にかけて縮小し、順次終了したことから、一区切りとして、平成25年度から令和6年度までの未払い分を同センターへ改めてあっせんを申し立てるものでございます。
申し立ての内訳につきましては、測定経費及び人件費でございます。
まず、測定経費といたしましては、空間放射線量率の測定機器の校正費用並びに給食食材の放射能検査に伴う食材費を計上しております。
次に、人件費として臨時職員に係る公共施設等における空間放射線量等の測定業務と、農作物等の放射線物質検査業務、保育所等における給食食材の測定補助業務に要する人件費を計上しております。
申立て額につきましては、総額で683万9,001円となります。
説明は以上でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長
執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

加藤勉委員。

○加藤委員

教えてほしいんですけど、前回のやつは、平成 23、24 年度のを令和 2 年にあっせんして、778 万 4,100 円受領されたってことなんですけど、実際これまたこういう形であっせん申出をすると、大体いつ頃に決着つくものなんですか、一般的に。

○櫻井委員長

廣田都市整備部次長。

○廣田都市整備部次長

今回、議決を頂いた後にセンターへ、申立て書、そして必要書類を添付して提出させていただくんですけども、一般的な流れからしますと、前は 1 年半の期間かかったんですが、現在は手続の迅速化が図られているところがありますので、標準的な期間に照らせば 1 年程度で和解案が示されるというふうには考えております。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 27 号失礼しました。

議案第 25 号、本案は原案のとおりに了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 27 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 12 号）の所管事項について執行部より説明願います。

中村市民経済部長。

○中村市民経済部長

議案第 27 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、都市経済委員会所管事項についてご説明をさせていただきます。

議案書別冊 1 の 1 ページをお開きください。

第 1 条になります。歳入歳出予算の補正です。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,102 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 335 億 1,162 万 7,000 円とするものです。

それではまず初めに、市民経済部の所管事項についてご説明をさせていただきます。

なお、職員給与費につきましては、各種手当等の執行状況等を勘案した増減などによることから説明は割愛をさせていただきます。

それでは、5 ページをお開きください。第 2 表で継続費の補正になります。

2 段目の枠で、農業振興地域整備計画策定業務委託費で 58 万 3,000 円を減額するものです。

詳細につきましては、歳出の項目でご説明をさせていただきます。

次に6ページをお開きください。第3表繰越し明許費の補正です。

1段目の枠でふるさと納税応援事業です。

これは、年度末の寄附につきましては、一部の返礼品の発送が4月以降となることから、繰越し明許費として追加設定をさせていただきます。

次に、2段目の枠その下の枠で、戸籍システム改修事業とその下で住民情報基幹系システム運用費（戸籍振り仮名）です。

詳細につきましては、歳出の項目でご説明させていただきますが、いずれも、国庫補助の関係で繰越し明許に追加をしようとするものです。

続きまして、その下の大きな表になります。第4表で債務負担行為の補正です。

公金収納読み取りシステムリモート保守業務委託契約で、限度額を13万9,000円とし、追加をするものです。

これは、公金収納二次元コード読み取りシステムのリモート保守を令和8年4月から実施するためのものです。

次に7ページになります。第5表地方債補正です。

3段目の枠で、県営土地改良事業で限度額を1,070万円増額するものです。

詳細につきましては、歳入の項目でご説明をさせていただきます。

続きまして、10ページをお開きください。ここから歳入となります。

説明の欄でご説明をさせていただきます。

下から2番目の丸印になります。社会保障番号制度システム整備費（戸籍分）です。

これは、戸籍附票及び住民情報基幹系システムの改修に加え、今年度の戸籍ふりがな事務に係る人件費等に対する国庫補助金です。補助率は対象経費の10分の10です。

次に、12ページをお開きください。上から4番目の丸印で、多面的機能支払事業費です。

これは、地域にて実施する農地用排水施設等の維持管理に対する県からの補助金が確定したことにより710万6,000円を減額するものです。

その5つ下の丸印になります。みらい育成基金繰入金で、これは、繰入れ対象事業費の減額に伴い、1,103万8,000円を減額するものです。

次に、13ページをお開きください。上から2番目の丸印になります。県営土地改良事業債です。

これは、県営基盤整備事業におきまして、土地改良整備事業の確定に伴う発行額の増額と、国の補正予算による、事業前倒し分が増額となることから、1,070万円を増額しようとするものです。

続きまして、15ページをお開きください。ここから歳出となります。

下から3番目の丸印で、戸籍システム改修事業です。

これは、戸籍附票システムの改修費で、旧氏記載機能を追加するものです。国庫補助事業で、補助率は対象経費の10分の10となります。

なお、改修作業につきましては来年度となるため、繰越し明許費に追加をしたものです。

その下の丸印で、戸籍振り仮名収集支援事業です。

これは、戸籍の氏名振り仮名記載に関し、市民などからの問合せに対応するため設置をいたしましたコールセンターの運営委託料です。契約額確定に伴い減額をするものです。

その下の丸印で、住民情報基幹系標準化システム運用費（戸籍振り仮名）です。

これは、戸籍の振り仮名情報を住民票等へ連携させるための住民情報基幹系システムの改修費です。国庫補助事業で、補助率は対象経費の10分の10です。

なお、改修作業につきましては来年度となるため、繰越し明許費に追加をしたものです。

次に、19ページをお開きください。

上から4番目の丸印で、農業振興地域整備計画策定事業です。

これは、令和7年度から令和8年度にかけて、農業振興地域整備計画を見直すための農地データ照合を分析及び附図等の作成を委託するものです。契約額が確定したことに伴い、31万9,000円を減額するものです。なお、継続費となります。

その下で、土地改良助成事業です。

これは、多面的機能支払事業において、国からの補助金が確定したことにより、947万3,000円を減額するものです。

その下になります。土地改良整備事業です。

これは、生産基盤の整備を行うための土地改良事業で、県の基盤整備事業において、国の補正予算成立に伴い、527万4,000円を増額するものです。

その下で、生産調整推進対策事業です。

これは、補助金の決算見込額により不用額を減額するものです。

続きまして、20ページをお開きください。1番上の丸印で林業振興事業です。

これは、茨城県身近なみどり整備推進事業において交付をされた補助金の一部を県へ返還するものです。こちらの経営についてご説明をさせていただきます。

当該事業につきましては、森林として適正に維持管理することを目的に、市と森林の地権者が協定を締結し、協定締結期間の10年間は、他の用途に転用しないこと、また、第三者に土地を譲渡しようとするときは、事前に市と協議するとともに、この協定を承継させることとなっております。

補助金につきましては、市が地権者に代わり下刈り等を行った際に、その経費が県から市に対して交付される仕組みとなっております。

なお、当該森林につきましては、貝原塚町下山田地内で、面積は0.67ヘクタールです。

以下、経緯について時系列にご説明をさせていただきます。

まず初めに、令和3年11月に、市と地権者、以下、A氏とさせていただきます。このA氏との間で協定を締結いたしております。

令和3年12月になりまして、A氏から所有権が変わるとの相談が、当時の担当者にありました。当時の担当者がA氏に対しまして承継の説明をしております。

令和4年1月になりまして、A氏から事業者ですね、以下B社とさせていただきます。事業者B社へ所有権が移転をいたしております。ただし、当時の担当者は所有権移転の事実は知らされておられません。

その後、B社から連絡がありまして、理事者に対して担当者が協定の話は説明をいたしました。結果的に協定は承継されておられません。

令和4年の1月から2月に、当該協定区域内の下刈間伐作業を実施しております。

令和4年の3月になりまして、B社が当該協定区域内の森林の伐採のため、伐採及び伐採後の届出、そういった書類を提出していただきますが、こちらの書類を持参いたしまして、来庁いたしました。当時の担当者は協定区域内であることから、この書類につきましては受け付けを行っておりません。

令和4年の4月になりまして、県から市に対して補助金が交付されております。

同じく令和4年4月に人事異動によりまして、担当者が変わっております。現在の担当者となっております。

それから約3年後の令和7年3月になりまして、再び、このB社が伐採及び伐採後の届出を持参し来庁しております。この際、現在の担当者は書類を受け付けしております。

その後、令和7年の10月になりまして、当該森林が伐採されていることを確認したものです。

このようなことから10月以降、元の所有者A氏と伐採をしたB社及び前担当者に対しまして経緯等について聞き取りを行い、今ほど時系列に説明した内容を把握したものです。

その際、聞き取りの際に、元の所有者A氏から県への返還金については自分が負担すると、こういった申出があったものです。

時期は前後いたしますが、この間経緯等を県に報告するとともに、返還の時期について、協議調整の上、市が直接の交付先となっていることから、一旦市から返還しようとするもので、補正予算を計上させていただいたものです。

なお、本件事務を進めていく上で、事務処理に不手際がありましたので、こちらのほうもご説明させていただきます。

先ほどの説明と一部重なります。

まず初めに、令和3年11月に、市とA氏との間で協定を締結した際に、速やかに台帳となります、県の森林クラウドシステムに登録しなければならないところ、当時の担当者が失念をしてしまったものです。

令和4年1月に、A氏から所有権がB社に変わりました、B社が令和4年3月に森林を伐採するため、伐採及び伐採後の届出を持参し来庁いたしました。

その際は、先ほど申し上げましたとおり当時の担当者が対応していたことから、書類は受け付けませんでした。

その後、令和4年4月に担当者が人事異動により変わり、その3年後の令和7年3月に再びB社が伐採及び伐採後の届出を持参し来庁いたしました。

その際に、現在の担当者が県の森林クラウドシステムにて当該事業の対象区域か否かを確認したところ、システム上登録がないことから、書類を受け付けてしまい、結果的に森林が伐採をされてしまったものです。

以上が経緯等についての説明となります。

あわせて、以上が市民経済部の所管事項についての説明となります。

○櫻井委員長

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

続きまして、都市整備部所管事項につきましてご説明をいたします。

まず初めに、6ページをお開きください。第3表、繰越し明許費補正の追加分となります。

上から2段目、8土木費、2道路橋梁費の1段目の市道第1-45号線整備事業についてでございます。

こちらにつきましては、設計業務を進める中で、擁壁部の地質調査が必要になったことから、行政界にまたがる工事である牛久市との協議に時間を要したことから、繰越しをするものでございます。

次にその下の段、市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業については、令和8年度に実施を予定していた橋梁委託工事を令和7年度の国の補正予算を活用して前倒し、令和8年度へ繰越しして執行するため、繰越しするものでございます。

次にその下の段、市道第I-12号線外整備事業につきましては、設計業務を進める中で、交差点部の改良に伴う境界の確認が必要になったため、繰越しするものでございます。

続きましてその下の段、市道第II-18号線外整備事業につきましては、市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業と同様に、令和8年度に実施を予定していた舗装修繕工事を令和7年度の国の補正予算を活用して前倒し、令和8年度へ繰越しして執行するため、繰越しするものでございます。

続きまして7ページをお開きください。第5表地方債補正の変更分となります。

上から4段目、地方道路等整備事業です。

こちらは市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業と市道第II-18号線外整備事業の国の補正予算の採択により、限度額を1億9,970万円から2億1,480万円を増額し、4億1,450万円にするものでございます。

続きまして歳入でございます。11ページをお開きください。

上から1枠目の表15国庫支出金の上から3段目、目の5、土木費国庫補助金、節の1土木管理費補助金の説明欄の社会資本整備総合交付金（耐震診断分）です。

こちらは住宅建築物耐震改修促進事業、耐震診断士派遣の募集期間満了により補助額が確定したことに伴い減額するものでございます。

その下の節の2、道路橋梁費補助金の説明欄の社会資本整備総合交付金（道路整備分）です。

こちらは市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業と市道第II-18号線外整備事業について、

国の補正予算の内示を受けたことから、増額するものでございます。

続きまして12ページをお開きください。

上から1枠目の表16県支出金の上から4段目、目の6土木費県補助金の節の1土木管理費補助金の説明欄の木造住宅ブロック塀等耐震化支援事業費です。

こちらは住宅建築物耐震改修促進事業耐震診断士派遣の募集期間満了により補助額が確定したことに伴い減額するものでございます。

その下の段、節の3都市計画費補助金の説明欄の都市計画基礎調査交付金です。

こちらは、事業費確定に伴う交付金の確定により減額するものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

22市債の上から3段目、目の5土木費債の節1道路橋梁債の説明欄の中央道路等整備事業債です。

こちらは第5表地方債補正でご説明したとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。14ページをお開きください。

2総務費のうち、下から1番下の段ですね、目の10地域振興費の説明欄の1番上の丸印、コミュニティバス運行事業です。

こちらは、決算見込みによる運行補助金の不足額を増額するものでございます。

次に、その下の丸印、公共交通対策費です。

こちらは県負担金、竜ヶ崎駅から取手駅東口線確定による不足額を増額するものでございます。

次に、その下の丸印、乗合タクシー運行事業です。

こちらは、決算見込みによる運行補償金の不用額を減額するものでございます。

次に、その下の丸印、A Iオンデマンド交通運行事業です。

こちらは事業費確定に伴うシステム運用、不用額90万1,000円を減額し、決算見込みによる運行補償金の不足額114万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、18ページをお開きください。

上から1枠目の表、4衛生費のうち、上から3段目、目の3環境衛生費の説明欄の環境基本計画策定費です。

こちらは、地域再生可能エネルギー導入計画策定支援業務において、本業務をあわせて実施したため、アンケート調査、分析費用が不要となったことに伴い、減額するものでございます。

次にその下の目の4斎場管理費の説明欄の斎場管理運営費です。

こちら事業費確定に伴い不用額を減額するものでございます。

続いて2枠目の表、4衛生費のうち、目の2塵芥処理費の説明欄の1番上の丸印、塵芥処理費です。

こちらは事業費確定に伴い不用額を減額するものでございます。

次にその下の丸印、廃棄物減量等促進事業です。

こちら、ごみの減量や食品ロス削減推進に向けた審議のため、今年度の廃棄物減量等推進審議会の開催回数を2回から3回に増やすことに伴い、委員報酬等の所要の経費を増額するものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

上から2枠目の表、4衛生費のうち、目の1上水道費の説明欄の茨城県南水道企業団負担金です。

こちら、地方公営企業繰出基準に基づき、茨城県の水道企業団職員に係る児童手当分を増額するものでございます。

続きまして、20ページをお開きください。

上から3枠目の表、8土木費のうち、目の2建築指導費の説明欄の住宅建築物耐震改修促進事業です。

こちらは、歳入でご説明いたしました耐震診断士の募集期間満了に伴い、不用額を減額するものでございます。

続いてその下の表、8土木費のうち、目の1道路橋梁総務費の説明欄の道路管理事務費です。

こちらは、街路灯の電気代の決算見込みにより不足額を増額するものでございます。

次にその下の段、目の3道路新設改良費の説明欄の1番上の丸印、市道第1-380号線（佐貫3号線）整備事業です。

こちら、第3表繰越明許費補正でご説明いたしましたとおり、国の補正予算活用により事業を前倒しで実施するものです。

次にその下の丸印、市道第I-12号線外整備事業です。

こちら第3表の繰越明許費補正でご説明いたしましたとおり、設計業務を進める中で、交差点部の改良に伴う境界の確定が必要になったことから境界確定業務委託費を計上するものです。

次にその下の丸印、市道第II-18号線外整備事業です。

こちら第3表繰越明許費補正でもご説明いたしましたとおり、国の補正予算活用により事業を前倒して実施するものでございます。

続きまして、21ページをお開きください。

上から1枠目の表、8土木費のうち、目の1都市計画総務費の説明欄の都市計画基礎調査費です。

こちらは事業費の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

次にその下の段、目の4公園費の説明欄の都市公園管理費でございます。

こちらは、光熱水費決算見込みによる不足額を減額するものでございます。

最後に、その下の表、8土木費のうち、目の1下水道費の説明欄の下水道事業会計繰出金です。

こちらにつきましては、一般会計で負担すべき雨水処理関連経費及び一般会計において、補助する対象経費の決算見込みによる繰出金173万円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

椎塚委員。

○椎塚委員

14ページの地域振興費の中で、A I オンデマンド交通運行事業ですね。

これ、委託料が約90万円減っていて補償のほうは114万円ほど増えているんですけどこれは、見込みより件数が、運行本数が減っているということですか。

補償が増えているっていうのは、その辺の詳細を教えてくださいたいです。

○櫻井委員長

秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長

まず、今回委託料と補償金の項目で補正を上げさせていただいておりまして、この委託料については、あくまでもシステムに関しての委託料で、こちらについては契約の金額が確定しているので、その分の差額を減額するという形になります。

補償金につきましては、まず、運行経費から運賃収入を差し引いたものを運行補償額ということで支出してるんですけども、委員おっしゃるとおりA I オンデマンドの利用者数が想定より下回っているということで、補償額が増額するという形でございます。

○櫻井委員長

椎塚委員。

○椎塚委員

分かりました。

続いてなんですけど、この18ページで斎場管理運営費なんですけど、これも、金額的にかなり減ってるんですが、これは使用頻度がやっぱり減っているというふうに簡単に考えてよろしいですかね。

○櫻井委員長
廣田都市整備部次長。

○廣田都市整備部次長
斎場管理運営費、大きく減額してる要因というところで申し上げますと、斎場運営費887万7,000円の減額となっております。こちらにつきましてはいわゆる入札による契約差金が生じたことによる減額というふうになっています。

いわゆる、斎場施設の管理及び火葬の受付とかですね、そういった業務につきまして入札の結果、複数の事業者による価格競争が図られたというところで、当初の想定を大幅に下回る価格、契約となったということでの減額となっております。

○櫻井委員長
椎塚委員。

○椎塚委員
分かりました。
結構金額が低い入札、安く入ることはいいんですけどもサービスの部分での懸念ももちろんあるものですから、その辺も注視していただければいいかなというふうに思います。

○櫻井委員長
ほかにございせんか。
加藤勉委員。

○加藤委員
すいません、さっき椎塚委員も質問したAIオンデマンド。
これ見ると、乗合タクシーが減ってAIオンデマンドが増える。
少し聞きたいのは、乗合タクシー減額ですよ、補償金。
AIオンデマンド補助金って増額じゃないですか。
先ほどの説明だと、AIオンデマンドは想定をした利用者数より下回っているから増額になりましたって話だったんですけど、乗合タクシーは、たしか乗合タクシーの仕組みって簡単に言うと、利用者が増えれば増えるほど市の負担額が増えるって仕組み。私これ、さっき椎塚委員の質問の前にこれ見てて思ったのは、恐らく、AIオンデマンドのほうが、いろんな場所に行けるからそれで利用者が増えたから乗合タクシーの利用者が減って、予算額が減額になったのかなと思ったんですけど、説明聞きたいのは、利用者の想定を下回ると、AIオンデマンドって増額になってしまうってことなんですけど、その費用の計算の仕方ってどんな仕組みになってるのか、教えてもらえないかなと思ったんですけど。

○櫻井委員長
秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長
先ほどもお話しさせていただきましたとおり、運行経費から運賃収入を差し引いて補償額というものを出しています。

この運行経費というのは、年度協定で最初の金額を基本的に確定して、これって、借り上げみたいな形になるので、運行経費は基本的に増減はしないという形になります。

当初に契約というか協定額で決まりますので、そこから運賃収入を引いた形になりますので運賃収入が減ってくると補償額っていうのが変わってくると、増えていくという形になります。

先ほどタクシーの話にもなりましたが、タクシーにつきましては加藤委員ご質問のとおり、経費にかかった分しかかからないので、固定した経費っていうのがかかるとはこないもので、乗る方が減れば当然、それにかかる経費も減ってくるという形の算出方法になっているので、そこで補償金の出し方というか、考え方が変わってくるのかなというふうには感じます。

○櫻井委員長

加藤委員。

○加藤委員

コミュニティバスと仕組みは一緒なんだね。

固定で1日何便走らせますとコミュニティバスなんかは運賃が少なければ、その分補助金の額増えちゃうから。乗合タクシーは1回1回で精算するような仕組みになっているから、それで想定より利用者が少ないと、市の持ち出し増えちゃう。

だから、逆に言えば、これもかかる費用が同じであれば、どんどん乗ってもらえば、究極言ったら、システム上あんまり利用者多いと対応できないってなるんでしょうけど、乗れば乗るほど市の持ち出しが減るってことであれば、乗っていただくような利用促進の取組は大事なと思って。そんな話を聞くと、これ、あくまで提案なんですけど、まだまだきっと恐らく登録してる方、全体としては少ないのかなと思って、1番最初当初やられたように、できたら少し東部地域だけけど、コミセンを回っていただいて、このAIオンデマンドをスマホの中に入れるスキルをコミセンのスタッフにもつけていただいて、登録してもらえよう、協力をもらうような形にすると、もう少し利用者っていうか登録者数が増えるのかなって思ってます。これあくまで提案です。これについては分かりました。

次の質問ですけど、19ページの農業振興地域の整備計画策定なんですけど、これ、幾つか聞きたいんですけど。

おさらいで、私ちょっと忘れてしまったので、この計画って基本的に何年サイクルでやるって、確かに決まってるのかどうか、サイクルと、どんな目的でこの計画つくるのかをまず教えていただきたい。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

農業振興地域整備計画ということでお答えいたします。

10年を目安にしております、一応前回やられたのが平成28年に見直しはしております。今回迎えておるような形であります。

目的としましては、総合的な農業の振興を図るべき地域を明らかにする、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進して、農業生産の基盤である農用地の確保を図るために行っております。

○櫻井委員長

加藤委員。

○加藤委員

平成 28 年度当時、私担当部長だったので、たしかつくってたなと思ってたから、やっぱり 10 年サイクルですよ。

考え方としてお聞きしたいんだけど、私も県のヒアリングのときに同行して考え方を聞いたら、なんというか形上、便宜上なのかわかんないけど、例えば、「1 平米でも農地を減らしたら 1 平米どこでも増やしてください」という県のほうの指導で、そんなことあり得るのかなと思ってたんですけど、そういいながら市街化調整区域についても、自治体によっては開発をしたりしてると。

今話題になってる、面積減るようなうわさも聞きますけど、取手で計画してるような、ああいう農用地部分に商業地域をつくるような場合、あれだけ大きい面積をどこでその農地を生み出すのになって、ものすごく思うので、あくまで原則論なんでしょうけど。

そこでお聞きしたいのは、ここ数年休耕地が増えてきてるような気がするんですけど、これ農業振興地域整備計画の中で、休耕地の取扱いというのはどういう形になるのかなど。

あくまで農地としてカウントするのか、わからなかったら後で教えてもらえばいいです。

○櫻井委員長

鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長

すいません、正確なお答えができないので後でお答えしてもよろしいでしょうか。

○櫻井委員長

加藤委員。

○加藤委員

歳出だと 20 ページ、佐貫 3 号線のことをお聞きしたいんですけど、事業始まって結構経って、現場見てるともうすぐだなって感じがするので、大体開通予定時期っていつ頃で見込んでらっしゃるのか、それだけ教えていただきたい。

○櫻井委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

佐貫 3 号線の開通時期についてです。

JR の委託工事が 5 年の協定で、令和 9 年度までかかりますので、その後、完了したら橋梁部分の道路改良工事、あとは県道八代庄兵衛線の道路改良工事を令和 10 年度に予定しておりますので、それが完了しましたら開通となりますので、令和 10 年度中の開通を目指して頑張っております。

○櫻井委員長

ほかにありませんか。

大野誠一郎委員。

○大野誠一郎委員

14 ページの 10 地域振興費の、まず A I オンデマンド交通運行事業の補償補填の 114 万 8,000 円にお尋ねしたいと思うのですが、補償補填がゼロになる想定人数をお聞かせ願いたい。

そしてまた、結果利用者の人数が少ないということで 114 万 8,000 円になっておるわけですけども、この補正予算をしたときの人数というか、また想定をする人数をお聞かせをお願いしたい。

○櫻井委員長

秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長

オンデマンドの利用状況ですけれども、まず、当初予算の中では、1万8,000人の御利用を想定して予算を計上させていただいたところでございます。

実際、今1月末現在で、1万1,750人の御利用があります。月平均1,175人ですね。

最終的に今年度の見込みとして1万4,000人ほどの御利用が見込まれるということで、それに基づいた算定をしまして、増額補正ということをしていただいております。

○櫻井委員長

大野誠一郎委員。

○大野誠一郎委員

公共交通の再編とかいろんな形の一般質問では、市長あるいは橘原部長が、一応非常に右肩上がりというか、利用者が非常に多くなってるというような話を聞いたわけなもんで、そのとおりになってるかと思ったんだけど、結局は、1万8,000人を見込んだ。しかしながら、1万4,000人、3,000人から4,000人の利用者になったということなわけなんですけど、大宮線、長戸線、八原線は、大体1万4,000人、利用してるわけなんです。コミュニティバスは。

オンデマンドを実施するに当たって実験をしたということでもって、あらかじめ5,000人利用しているというようなことで、単純に1万4,000人にプラス5,000人の1万9,000人、最低でも利用するんじゃないかとは思っていたんですけど、この1万8,000人の根拠はどんなふうな形で計算したのかお願いいたします。

○櫻井委員長

秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長

1万8,000人の根拠ですけれども、枝線3路線の廃止に伴って、約1万3,000人ぐらいの想定、プラスA I オンデマンド実証実験時の状況を鑑みて5,000人程度乗っていただけということで1万8,000人を想定したところです。

○櫻井委員長

大野誠一郎委員。

○大野誠一郎委員

結果的にこういった補償補填をするということは、4,000人ぐらい見込みより少ないということで、その割に利用されていないような気が私にはします。

その原因というか理由は、どんなふうな形で考えてますか。

○櫻井委員長

秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長

我々としては、要因としましてコミュニティバスというのが、やはり定時定路線というところになってくるんですけども、A Iの場合はそうでないというところで、自ら予約をする必要があるので手間になると考える方がいるのかなということと、あともう1点が、やはりコミュニティバスと比較しますと、利用料金のほうが割高になるといったところも影響してるのかなというふう

は考えているところです。

○櫻井委員長
大野委員。

○大野誠一郎委員

私は、オンデマンドの交通が普通に受けた場合、受けた場合ってのは、普通に皆さんに受入れられた場合には、先ほどのコミュニティバスの1万4,000人、それから実証実験の5,000人、1万9,000人よりもっとニーズが増えて、かえって2台であること、2台で運行すること自体、かなりパニックなんじゃないかなと思って、一般質問してるときに考えたものなんですけど、意外や意外や非常に想定より4,000人少ないということなわけで、これからは、延びる要素がたくさんあると思うんですが、ぜひそういった問題点を出して、ひとつ取り組んで頂きたいと思います。

そして、また上のコミュニティバス運行事業61万3,000円に関しても、補償補填というこの61万3,000円というのは、想定より乗らなかった人数ということになりますけれども、単純に100円で割って6,130人ということよろしいんですか。6,130人が減少しているということよろしいんですか。

○櫻井委員長
秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長

利用人数についてなんですけれども、当初予算時には19万7,000人の御利用を想定して予算のほうを計上させていただいております。

今年度の見込みなんですけども、今のところだと、18万4,000人の見込みとして今回補正予算を計上させていただいておりますので、約1万3,000人程度が当初の見込みより、御利用がなかったというふうに考えているところです。

○櫻井委員長
大野委員。

○大野誠一郎委員

下の下の乗合タクシーの運行事業も利用されなくて逆に144万2,000円が減額されたということになれば、今年度のいわゆるコミュニティバスが1万3,000人、それからオンデマンドが大体、見込みより4,000人ぐらい少ないということになりますと、かなり利用されない。

現状維持どころかかなり下がってるっていうのはどういうことかなと思いますが、公共交通の再編は何だったのかっていうふうに思うんですが、橘原部長、原因をひとつお願いしたいと思います。

○櫻井委員長
橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

今利用者減というなお話でございましたので、実際いろんな方面で、再編のほうはA I オンデマンド交通を入れたり、コミュニティバスの路線を変更したりというような幾つかの施策を検討いたしまして、今年度4月から再編という形をとらせていただいたところでございます。

「実際は人数が少なくなってるというのはどういったことでしょうか」というようなことでございますが、予測よりは少なくなっているということでございますが、利用者が違う交通を使うとか、あとは実際利用されていた方が、使わないで違う交通、乗用車等とか、そういった送り迎えとか

ていうのが多くなってきたのかなというふうに感じているところでございます。

○櫻井委員長
大野誠一郎委員。

○大野誠一郎委員
分かりましたとは言いませんけども、要するに職員の皆さんも非常に真摯に取り組んで一生懸命やあって、そしてそういったコミュニティバスそれからオンデマンド、そういった公共交通の再編をお金をかけて、そしてまた、職員の皆さんが一生懸命やあって、そして利用者数が増えないっていう、むしろかなり減ってるというふうに思いますのでまた、考えていただきたいと思います。

○櫻井委員長
鎌倉農業政策課長。

○鎌倉農業政策課長
先ほど加藤議員からの御質問で、農業振興地域から休耕地は外すのかという質問なんですけど、こちらは外さないということになっております。

○櫻井委員長
加藤委員大丈夫ですか。
大竹昇委員。

○大竹委員
新交通システムが入ってトータル的には、利用者が増えてるような感じがしてるんですけど、基本的に利便性という形の中で最終的にはGDP、経済状況がどうなっていくかという世界で、その中でオンデマンドとコミュニティバスの利用者数だけでなく、利用目的がどこにどのような形で使われているのか、それが経済効果と密接な関係があると私は思うんで、その辺のところをしっかりこれから分析していただきたい。
またそういうことで要望して、私の質問終わりにします。

○櫻井委員長
ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長
別にないようですので、採決いたします。
議案第 27 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第 32 号 令和 7 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 7 号）について、執行部から説明願います。
橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

それでは、別冊の2のほうを御覧ください。

1 ページ目をお開きください。

議案第 32 号 令和 7 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第 7 号）でございます。

この補正予算につきましては、まず、下水道使用料の決算見込みによる減額並びに国庫補助金及び県補助金を実際の交付決定額に合わせたことによる増減を計上しております。

また、地蔵後中継ポンプ場の自動除塵機の修繕工事の施工時期を今年度から翌年度へ変更したことに伴う修繕費の減額も行っております。

さらに、霞ヶ浦城南流域下水道維持管理負担金及び建設負担金の年間負担額確定による増減や、下水道事業会計の決算見込みに伴う消費税及び地方消費税の納付額の増額が主な内容となります。

それではまず、第 2 条の収益的収入及び支出でございます。

収入の第 1 款公共下水道事業収益、第 1 項、営業収益につきましては、5,096 万 2,000 円の減額となります。

その内訳につきましては、下水道使用料の減収見込みに伴い 5,206 万 1,000 円を減額いたしまして一般会計で負担すべき雨水処理負担金関連経費の決算見込みの増加により、同負担金を 109 万 9,000 円増額するものでございます。

次に、第 2 項、営業外収益については、480 万 6,000 円の減額となります。

その内訳につきましては、社会資本整備総合交付金等で行う各種事業の交付決定額に合わせ国庫補助金を 581 万円減額し、さらに排水設備支援補助金に係る県補助金の交付決定額に合わせ同補助金を 383 万 3,000 円増額をいたします。

また、資金収支の均衡を図るため、見込んでいた基準外繰入金につきましては、決算見込みにより皆減とし、一般会計補助金 282 万 9,000 円を減額するものでございます。

次に支出の第 1 款公共下水道事業費用、第 1 項、営業費用については、8,899 万 7,000 円の減額となります。

その内訳につきましては、地蔵後中継ポンプ場の自動除塵機 2 機の修繕工事の施工時期を今年度から翌年度へ変更したことに伴い、修繕費 577 万 9,000 円を減額をいたします。

また、茨城県南水道企業団への徴収事務負担金につきましては、下水道使用料の取扱い見込み件数の増加により 37 万 5,000 円を増額しております。

さらに、茨城県が実施する流域下水道事業の維持管理に係る負担金につきましては、令和 7 年度流入汚水見込み量の減少及び県配分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用決定により、8,359 万 3,000 円を減額するものでございます。

次に、第 2 項、営業外費用については、951 万 8,000 円の増額となります。

その内訳につきましては、下水道事業会計の収入支出決算見込みによる消費税及び地方消費税の 960 万 1,000 円の増額と、消費税額の計算上算出される雑支出の減額により、その他雑支出 8 万 3,000 円を減額するものでございます。

続きまして、第 3 条、資本的収入及び支出でございます。

収入の第 1 款、公共下水道資本的収入、第 1 項、企業債については、1 億 3,330 万円の増額となります。

その内訳につきましては、起債対象額対象事業の決算見込みにより、公共下水道事業債の 940 万円の減額と、県が霞ヶ浦城南流域下水道建設事業として実施する事業の増加により、その財源として借り入れる流域下水道事業債の 1 億 4,270 万円を増額するものでございます。

次に、第 3 項、国庫補助金につきましては、92 万 6,000 円の減額となります。

内容につきましては、社会資本整備総合交付金などで行う各種事業の交付決定額に合わせ、減額するものでございます。

次に支出の第 1 款、公共下水道事業資本的支出、第 1 項、建設改良費については、1 億 4,108 万 1,000 円の増額となります。

内容につきましては、県が実施する霞ヶ浦城南流域下水道建設事業の負担金について増額するものでございます。

これは令和7年1月に発生した八潮市の道路陥没事故を受け、国の要請により県が実施した全国特別重点調査において、緊急度1の優先で対策が必要な場所が確認され、県がこの対策に係る委託費や工事費を令和7年度補正予算に新規計上したことなどによるものでございます。

続きまして2ページをお開きください。

第4条、企業債及び第5条、他会計からの補助金、並びに第6条、利益剰余金の処分につきましては、今回の補正予算に伴い、それぞれを改めるものでございます。

次に、4ページからの補正予算実施計画、6ページからの予算キャッシュフロー計算書、10ページからの予定貸借対照表、20ページからの令和7年度注記、24ページからの補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う月予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、御覧頂ければと思います。

説明については以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第32号本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

橘原都市整備部長。

○橘原都市整備部長

それでは議案書の94ページをお開きください。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）でございます。これは地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

議案書の95ページ及び参考資料の4ページのほうをお開きください。

事故の内容につきましては、令和7年8月25日午後4時頃、龍ヶ崎市城ノ内2丁目16番地6地先の市道第4-14号線に越境していた樹木について、職員が伐採作業を行っていたところ、NTT東日本株式会社所有の光回線の引込線が枝に巻き込まれており、剪定した枝を取り除く際に、誤って当該引込線を損傷させたものでございます。

損害賠償金額につきましては、市の過失割合が100%、損害賠償額が1万8,620円として和解が成立したものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○櫻井委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井委員長

別にないようですので、採決いたします。

報告第4号、議案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井委員長

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承いたしました。

大野委員。

○大野誠一郎委員

確認なんですけれども、先ほどの補正予算の地域振興費のコミュニティバスあるいは、オンデマンドの利用者数が、19万7,000円から18万4,000円に、減して、減員をして1万3,000人、それからオンデマンドは1万8,000人の見込みよりは、約1万4,000人が減ったときの補償補填の措置であるということで間違いないですね。

というのは、先ほど大竹委員が、「利用者数は同じなんですけど」というような話をしたもんですから、ちょっと確認だけ。

○櫻井委員長

秋山都市計画課長。

○秋山都市計画課長

利用見込みについては、委員おっしゃるとおりでございます。

ただですね、大竹委員が言っていたのはですね、恐らく利用率であるとかそういったところは上がってはいるんです。

1便当たりの利用者数、利用率っていうのは上がっていて効率性は一定程度保たれているとは感じてはいるんですけども、利用者数自体は減って、昨年と比較すると、減っているというところになってきます。

こちらにつきましては、加藤委員からもお話があったとおり利用促進に向けた取組を積極的に図ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○櫻井委員長

以上で、委員会に付託されました案件の審査は終了しておりますので、これもちまして都市経済委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。